

社団法人北海道市場協会定款

第1章 総 則

- 第1条 本会は社団法人北海道市場協会と称する。
- 第2条 本会の地域は北海道一円とする。
- 第3条 本会の事務所は札幌市に置く。
- 第4条 本会は北海道内における卸売市場の健全なる育成強化を図り、もって生鮮食料品流通の円滑と価格の安定に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会の会員は北海道内における中央卸売市場及び地方卸売市場の卸売業者等をもって組織する。

第2章 会 員

- 第6条 本会に特別会員を置くことができる。
- 2、特別会員になろうとするものは、北海道内における中央卸売市場および地方卸売市場の開設者等で本会の目的に賛同し、所定の会費を納入し、本会の事業運営に協力するもので、理事会の承認を得なければならない。
- 第7条 本会の会員になろうとするものは、加入申込書による申込みをなし、理事会の承認を得るものとする。
- 第8条 会員は毎年会費を納めるものとする。会費の額は総会において定める。既納の会費はこれを返還しないものとする。
- 第9条 会員は次の場合にはその資格を失う。
- (1) 退会の届出があったとき。
 - (2) 市場廃止
 - (3) 除名
- 第10条 会員で本定款の規定に違反し、又は本会の事業を妨げるとき又は本会の信用を著しく毀損行為のあったときは総会の決議を得て除名することができる。
- 第11条 特別会員は会議に出席し意見を述べることができるほか、議決に参加できる。

第3章 事 業

- 第12条 本会に各専門部会を設け、事業を研究、推進指導する。

- (1) 本会に生産地市場部会および青果部会、水産部会、花き部会、公設市場部会、中央卸売市場部会等を設け、各専門事業を研究、推進、指導する。
- (2) 会員相互の連絡提携を図るに必要な事項。
- (3) 市場機能の強化に必要な資金の融資斡旋。
- (4) 生鮮食料品の流通の円滑化と価格の安定を図るため、官公庁が予算化した政策的補助事業の実施。
- (5) 会員の健全発展強化のため研究会、協議会、講習会等を行う。
- (6) 官公庁の諮問に応じ、建議および意見の開陳、もしくは会員間の要望事項を陳情する。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項。

第4章 役員

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 36名以内
- (2) 監事 4名以内

第14条 役員は会員および学識経験者のうちから総会において選任する。

- 2、総会が必要と認めるときは、理事のうち1名を常勤理事として会員組織以外の学識経験者から選任することができる。
- 3、会長理事1名、副会長理事5名は理事の互選による。

第15条 役員任期は3年とする。

- 2、補欠により選任せられたる役員任期は前任期を継承する。
役員は、任期満了するも後任者の就任するまでは、そのまま職務を行うものとする。

第16条 会長理事は本会を代表し、会務を総理する。

- 2、副会長理事は会長理事を補佐し、会長理事事故あるときはその職務を代理し、会長理事欠員のときはその職務を行う。
- 3、常勤理事は会長理事、副会長理事を補佐し、会長理事、副会長理事ともに事故あるときはこれに代わる。
- 4、理事は理事会を組織して会務を設定する。
- 5、監事は、民法第59条の職務を行う。

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤理事は有給とすることができる。

- 2、役員には費用を弁償することができる。
- 3、前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定めることができる。

第 18 条 本会に顧問および相談役ならびに参与若干名を置くことができる。

2、顧問および相談役は、本会に特に功労のあったもの又は斯業に関し学識経験のあるものを理事会の議を経て会長これを委嘱する。

3、顧問および相談役は、重要事項につき会長の諮問に応える。

4、参与は地方公共団体の特別会員の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。

5、参与は本会の業務運営に関し理事会に出席し意見を述べるができる。

なお、第 17 条の規定は顧問及び相談役ならびに参与に準用する。

第 5 章 会 議

第 19 条 会議は総会、理事会および委員会とする。

第 20 条 総会は通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年 5 月、臨時総会は会長が理事会に諮りこれを招集する。

2、会議を構成する会員の 5 分の 1 以上または監事から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときには速に会長はその会議を招集しなければならない。

3、総会の招集は少なくとも 7 日前に会議の目的たる事項、日時および場所を記載して会員へ通知する。

ただし、臨時総会の場合の予告期日は 5 日前とする。

第 21 条 理事会、委員会は必要に応じ会長がこれを招集する。理事会の招集議決等については総会に関する規定を準用する。

第 22 条 総会においては第 20 条第 2 項の規定により、予め通知した事項の外議決することができない。

ただし、出席した会員の 3 分の 2 以上の同意があったときはこの限りでない。

第 23 条 会議の議長は会長がこれに当たる。

第 24 条 会議はその会員、理事または委員の過半数の委員の出席がなければこれを開会することができない。

ただし、招集再開のときはこの限りでない。

2、会議は出席者の議決権の過半数を以って決し可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 25 条 総会にはこの定款に規定してあるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画ならびに収支予算の承認

- (3) 事業報告ならびに収支決算の承認
- (4) 基本資産の処分
- (5) 解散及び残余資産の処分に関する事項
- (6) その他会長が附議した事項

第26条 前条第1号第4号および第5号の場合は、出席議決権総数の4分の3上の同意を経、なお主務官庁の認可を得なければならない。

2、総会の議事要領は決議録に記載し議長及び監事1名が記名調印するものとする。

第27条 会議に出席しない会員、役員または委員は書面を以って票決しまたは代理人に委任することができる。代理人は代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

第28条 会長は総会の議決を要する事項であって、簡易なる事項または緊急を要する事項について、総会を招集する日時がないときは、理事会を招集し賛否を求め、総会の議決に代えることができる。ただしこの場合には、次期総会に、その旨を附議して承認を受けなければならない。

第29条 理事会にはこの定款に規定してあるものの外、次の事項を附議する。

- (1) 総会または委員会に附議すべき事項
- (2) 総会により委任された議決事項
- (3) その他会長が附議した事項

第30条 本会に委員会を置くことができる。

- 2、委員会の委員は会長理事に諮りこれを委嘱する。
- 3、委員会はこの定款に規定したものの外会長が附議した事項を審議する。

第6章 職員

第31条 本会に事務を処理するために事務局を置き、事務局長および職員若干名を置く。

2、事務局に関する規定は、理事会の議を経て会長が別にこれを定める。

第7章 資産と会計

第32条 本会の資産は次の各号により構成され、会長がこれを管理し、その方法は総会の議決を以って定める。

- (1) 基本資産
- (2) 通常資産
- 会費

寄付金品
補助金
資産から生ずる収入
その他の収入

第 33 条 本会の経費は通常資産を以ってこれに当てる。

第 34 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 35 条 本会の会費は会員平等割と取扱高割（前年度の取扱高による）とに区分賦課し、毎年 5 月、10 月の 2 回に分割して徴収する。

2、賦課方法は総会で定める。

第 36 条 本会の予算、決算事業報告書は、監事の監査を受け更に理事会の決議を経てこれを総会に提出し、その承認を受けることを要する。

第 8 章 解 散

第 37 条 本会は次の理由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 設立許可の取消

第 9 章 附 則

第 38 条 この定款に定めてあるものの外事業の遂行、会計その他に関し必要な細則は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第 39 条 本会の会計年度は昭和 40 年度に限り、昭和 40 年 1 月 1 日に始まり昭和 41 年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 40 条 この変更定款は、昭和 52 年 7 月 11 日から施行する。

第 41 条 この変更定款は、平成 7 年 6 月 29 日から施行する。

第 42 条 この変更定款は、平成 10 年 7 月 2 日から施行する。

第 43 条 この変更定款は、平成 13 年 6 月 18 日から施行する。

第 44 条 この変更定款は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。